

福島第一原子力発電所事故に伴う食品放射性物質汚染 に対する対応について

1 国の動き

○暫定規制値

- ・3月11日、東日本大震災により原発事故が発生
- ・3月17日、厚生労働省が、原子力安全委員会が示していた飲食物の摂取制限指標値を食品衛生法に基づく暫定規制値として設定。
[①-2] (魚介類中の放射性ヨウ素暫定規制値は4月5日設定)
- ・3月29日、食品安全委員会が放射性物質に関する緊急取りまとめを提示
- ・厚生労働省は、暫定規制値を妥当としながらも、食品安全委員会では発がんリスク、胎児への影響などについて引き続き食品安全委員会で検討中。

○出荷制限

- ・3月21日、原子力災害対策本部長が出荷制限を指示
(福島、茨城、栃木、群馬：ほうれん草、かき菜、福島：原乳)
以降品目・地域を見直し [①-3]
- ・3月23日、厚生労働省が出荷制限の4県に隣接する6県(宮城、山形、埼玉、千葉、新潟、長野)に対し、管内で生産される農産物等の放射性物質検査を要請。各自治体は検査計画に基づき、農産物等を検査。

○汚染された稲わらを食べた可能性のある牛の流通調査

- ・7月8日、福島県南相馬市の農家から出荷された牛17頭のうち11頭の肉から、暫定規制値を超える放射性セシウムを検出。放射性セシウムに汚染された稲わらを食べた可能性のある牛の肉が全国で流通していることが判明。
- ・7月14日以降、厚生労働省が福島県はじめ全国の自治体に対し、汚染された稲わらを給与した牛の肉のモニタリング調査を依頼
- ・8月24日現在、全国で4441頭の牛の肉が流通調査の対象 [①-4]

2 府の動き

○農作物等の流通調査及び検査

- ・3月20日、摂取制限品目について府内流通調査を実施（入荷は認めず）
- ・3月24日、出荷制限品目について府内流通調査を実施（入荷は認めず）
- ・3月31日、放射性物質が検出されている地域の農産物等の府内流通状況を調査（82業者）し、流通が確認された群馬県産ネギについて放射性物質検査を実施（ヨウ素49ベクレル/kg、セシウム不検出）
- ・以降、2~3週間ごとに府内流通状況を調査し、流通があった場合には放射性物質検査を実施（4/21、5/19、6/17、7/11の計4回、茨城県産白菜、茨城県産チンゲンサイ、茨城県産キャベツ、群馬県産レタス、群馬県産キャベツの計5検体実施、すべて不検出） [①-5]

○汚染された稲わらを食べた可能性のある牛の流通調査及び検査

- ・7月15日、福島県から出荷され、放射性セシウムに汚染された稲わらを食べた可能性のある牛の肉について、横浜市から本府へ流通調査依頼（以降、各自治体から流通調査依頼及び情報提供）
- ・7月16日、府民相談窓口を開設（生活衛生課及び乙訓保健所）
（他の関係保健所にも随時開設、8月6日以降平日に限り対応）
（相談件数8月5日現在、生活衛生課132件、保健所111件）
- ・7月19~20日、府内乳処理業者（11社）及び乳製品製造業者（29社）に対し、福島県産及びその周辺県産の原乳（原材料となる乳）の使用状況調査を実施（使用がないことを確認） [①-6]
- ・7月25日、食肉生活衛生同業者組合などの業界団体に対し、厚生労働省が個体識別番号を公表したことを情報提供し、当該牛肉の検体確保を依頼
- ・7月26日、8月8日に府内食肉卸売業者保管の当該牛肉から暫定規制値（500ベクレル/kg）を超える放射性セシウムを検出（7/26：930ベクレル/kg、8/8：790ベクレル/kg）。在庫分について食用に供しないよう指示
- ・8月26日までに、延べ57件、95頭分の牛肉の流通調査依頼があり、約15トンの牛肉の流通を確認、11頭分の保管牛肉の放射性物質検査を実施 [①-7]
- ・流通調査結果及び検査結果について、府ホームページによる情報提供 [①-8]

3 今後の予定

①牛肉の流通調査について

現在、関係府県で出荷制限や自粛等が行われており、新たにと畜されて汚染された可能性がある牛肉の流通はないと考えられる。

既に出荷された牛肉の流通調査依頼は今後もあることから、継続して調査を実施する。

②流通食品の放射性物質検査について

引き続き放射性物質が検出されている地域の農畜水産物の抽出検査を継続する。

③放射性物質検査機器の導入について

現在、保健環境研究所には2台のゲルマニウム半導体検出器を所有し、福井県にある原子力発電所の府域への影響調査と一般環境における放射能調査を行っているが、流通食品の検査に対応するため、ゲルマニウム半導体検出器1台を導入予定。

